

農林水産省独立行政法人評価委員会第27回農業分科会議事要旨

農業分科会事務局

- 1 日 時：平成20年6月25日(水) 14:00～16:42
- 2 場 所：合同庁舎4号館1219号～1221号会議室
- 3 出席者：松本 聰委員、安部新一委員、佐々木珠美委員、夏目智子委員、森田明委員、渡邊紹裕委員、鱈場尊専門委員、土居則子専門委員、戸澤正彦専門委員、馬場治専門委員、深見元弘専門委員、福田晋専門委員、布施伸枝専門委員、松井徹専門委員、萬野修三専門委員、森田慎二郎専門委員
- 4 議 事
  - 第1部 (農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水資源機構)
    - (1) 平成19年度業務実績の概要について
      - ①農林水産消費安全技術センター
      - ②種苗管理センター
      - ③家畜改良センター
    - (2) 水資源機構の評価基準並びに平成19年度及び中期目標期間の業務実績の概要について
  - 第2部 (農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)
    - (1) 役員給与規程等の一部改正について  
農畜産業振興機構
    - (2) 短期借入金の借換及び長期借入金の入札結果の報告について
      - ①農畜産業振興機構
      - ②農林漁業信用基金
    - (3) 業務方法書の変更について
      - ①農畜産業振興機構
      - ②農林漁業信用基金
    - (4) 独立行政法人の評価基準等の見直しについて
      - ①農業者年金基金
      - ②農林漁業信用基金
    - (5) 平成19年度及び中期目標期間の業務実績の概要について
      - ①農畜産業振興機構
      - ②農業者年金基金
      - ③農林漁業信用基金
    - (6) 平成19年度の財務諸表について

- ①農畜産業振興機構
  - ②農業者年金基金
  - ③農林漁業信用基金
- (7) 繰越積立金の処分について
- ①農畜産業振興機構
  - ②農業者年金基金
  - ③農林漁業信用基金
- (8) その他

## 5 議事概要

### 第1部

#### (1) 平成19年度業務実績の概要について

農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター及び家畜改良センターから資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、今後、平成19年度の業務実績の評価について各プロジェクトチームで作業を進めることとなった。

- 種苗管理センターの随意契約実績を18年度の22件から17件に削減したということだが、随意契約から一般競争入札にシフトすることで手続きに要する労力が増加すると思われる。コストはどの程度削減されたのか。
- 種苗管理センターについて、品種保護Gメンを10名から14名に増員したということだが、これにより具体的にはどのような効果があったのか。
- コーデックス委員会においてカドミウムの規制値についてすでに勧告がでているところであるが、我が国における野菜に関するカドミウム規制の現状はどうなっているのか。

この質問に対し、種苗管理センター、農林水産消費安全技術センターから次のとおり説明がなされた。

- ・ 契約を個別に見ればコストが上がったものもあれば下がったものもある。透明性を確保する観点から随意契約の見直しを行った。  
また、契約の締結は国の基準に基づいて行っている。
- ・ 品種保護Gメンを増員することによる育成者権侵害への抑止効果があると考えている。また、品種保護Gメンが全国各地で行われる研修等に講師として参加することで育成者権を広く周知することに役立っていると考えている。
- ・ 農林水産消費安全技術センターではカドミウムの野菜への移行問題については、課題として取り上げて検討している状況である。

(2) 水資源機構の評価基準並びに平成19年度及び中期目標期間の業務実績の概要について

農村振興局総務課及び水資源機構から資料に沿って説明がなされ、特段意見はなく、後日、国土交通省評価委員会へ提出する意見について、水資源機構プロジェクトチームにおいて意見の原案をまとめた上で、書面により委員、専門委員に諮ることとなった。なお、意見提出の手続については、松本分科会長に一任されることとなった。

## 第2部

(1) 役員給与規程等の一部改正について

農畜産業振興機構から資料に沿って説明がなされ、特段意見はなく分科会の意見としては「異存なし」とされた。

(2) 短期借入金の借換及び長期借入金の入札結果の報告について

農畜産業振興機構、農林漁業信用基金から資料に沿って説明がなされ、特段意見はなく了承された。

(3) 業務方法書の変更について

農畜産業振興機構、農林漁業信用基金から資料に沿って説明がなされ、以下の通り質疑応答がなされた後、業務方法書の変更については、主務大臣の認可に当たっては「異存なし」とされた。

○ これまで(社)全国野菜需給調整機構を經由していた重要野菜等緊急需給調整事業を農畜産業振興機構に一元化すると、今後(社)全国野菜需給調整機構の業務はどのようなになるのか。また、これに伴う法改正はなされるのか。

○ (社)全国野菜需給調整機構が行っていた業務を農畜産業振興機構に一元化することにより業務が増加し、人員増加等の組織の肥大化を招くのではないのか。

これらの質問に対し、農畜産業振興機構から次のとおり説明がなされた。

- ・ 今後の(社)全国野菜需給調整機構の在り方については現在議論がなされているところだが、来年度4月1日を目途に業務を統合すべく準備中である。なお、この業務については従来の業務の範囲内と内閣法制局が判断しているため、業務統合に伴う法改正は必要ないと考えている。
- ・ 今回の事業一元化で野菜価格安定事業、需給調整事業を一括して行うことにより、より一層効率的な価格安定事業を行えるメリットがあると考えている。当然、全体として業務量が増えないよう配慮していきたいと考えている。

(4) 独立行政法人の評価基準等の見直しについて

農業者年金基金PT代表者及び農林漁業信用基金PT代表者から資料に沿って説明がなされ、特段の意見はなく分科会においては提示案のとおり了承された。

(5) 平成19年度及び中期目標期間の業務実績の概要について

農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、今後、平成19年度及び中期目標期間の業務実績の評価について各プロジェクトチームで作業を進めることとなった。

○ 農畜産業振興機構のラスパイレス指数は他法人と比べ非常に高いが、それほどのような理由なのか。

○ 農林漁業信用基金、農畜産業振興機構の資料の項目「業務運営の効率化」の中に、「内部監査の実施」という項目が記載されているが、業務運営の効率化という観点からどのような内部監査を実施しているのか。

また、農業者年金基金にはこのような記載がないが、内部監査についてはどうなっているのか。

○ 今年の5月、店頭からバターが消えたという事態が発生したが、これは国民に対するサービス向上という観点から非常に好ましくないと考えるが、これは不測の事態であったのか。

これらの質問に対し、農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金から次のとおり説明がなされた。

・ 農畜産業振興機構はいくつかの法人が統合して今日に至っているが、その際に全体の人員数の増加を抑えるため新規採用を抑制したことがその要因となっている。こうした状況を踏まえ、これまでも「給与構造の見直し」の実施等、様々な努力をしており、20年度から始まる中期目標期間では可能な限り速やかにラスパイレス指数を100に近づけるべく努力したい。

・ 農畜産業振興機構では、内部監査マニュアルに基づき、平成19年度において、経費の支出についてどのような決裁を行っているか、業務の進行管理を適正にチェックしているか等各部門で決裁手続きが適正に行われているか等について内部監査を行っている。

・ 農業者年金基金では第1期中期目標期間中においては内部監査を行う部署を設置していなかった。20年度から始まる第2期中期目標期間中に内部監査を行え

るよう体制整備について検討している。

- ・ 農林漁業信用基金では、内部監査体制の評価や問題点についてより具体的な提案ができるよう監理室を設置しているが、ここではコンプライアンス体制等についても評価を行っており、それらの過程において業務の効率化が進むと考えている。
- ・ バター不足については、急激な生乳需要の変化に生乳生産が追いついていないことや国際的な需給の変化等が1つの要因である。農畜産業振興機構ではバター、脱脂粉乳等の輸入業務を行っているが、昨年末から少しずつバターが足りない状況となっているため、平成19年度においては、平成20年度分を前倒ししてバターの輸入入札を行っている。原料用バターの需要が最も多い12月に向けて、農林水産省と連携を取りつつ、どのような措置が必要か検討していきたい。

(6) 平成19年度の財務諸表について

農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の財務諸表の検討について、事務局及び布施専門委員から報告がなされたが、特段の意見はなく、主務大臣の承認に関し、分科会として「異議なし」として了承された。

(7) 繰越積立金の処分について

農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の繰越積立金の処分について、大臣官房文書課から資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなく、今後の各法人の繰越積立金の処分の承認手続について、分科会長に一任する旨了承された。

(8) その他

大臣官房文書課から「独立行政法人通則法の改正について」、事務局から今後のスケジュールについて説明がなされた。

以 上